

職員の給与に関する情報

1 給与

ア 給与の種類

給料(月額)、給料の特別調整額、初任給調整手当、調整手当、扶養手当、住居手当
通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当。休日給、夜勤手当、宿日直手当
期末手当、勤勉手当、寒冷地、退職手当

イ 支払方法

岩手県職員の例による。

イ 支払方法

地方公共団体を退職して、退職年金を受けている者が、職員となった場合の給与は、理事長が別に定める。

役員の報酬・退職金に関する情報

1 報酬

(1)常勤

ア 区分

給料(月額)、寒冷地手当、期末手当、通勤手当

イ 支払方法

岩手県職員の例による。

(2)非常勤

ア 区分

報酬(日額)

イ 支払方法

岩手県職員の例による。

2 退職金

(1)常勤

県条例に準じ支払う

(2)非常勤

支払対象外